

第4次一般廃棄物処理基本計画

【概 要 版】

平成28年3月

和 泉 市

目 次

1. 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨	1
2. ごみ処理基本計画	2
2.1 ごみ処理事業の概況	2
2.2 ごみ処理の基本方針	3
2.3 ごみ処理基本計画	5
3. 生活排水処理基本計画	10
3.1 生活排水処理の基本方針	10
3.2 生活排水の処理計画	11

* 「3. 生活排水処理基本計画」については環境産業部環境保全課・上下水道部下水道整備課・上下水道部お客さまサービス課の所管（ただし、し尿処理については環境産業部生活環境課所管）

1. 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定に基づき策定されるものです。本市では、平成9年度に第1次一般廃棄物処理基本計画を策定し、その後、平成16年度に第2次一般廃棄物処理基本計画を、平成22年度に第3次一般廃棄物処理基本計画（以下、「第3次基本計画」という。）を策定しました。

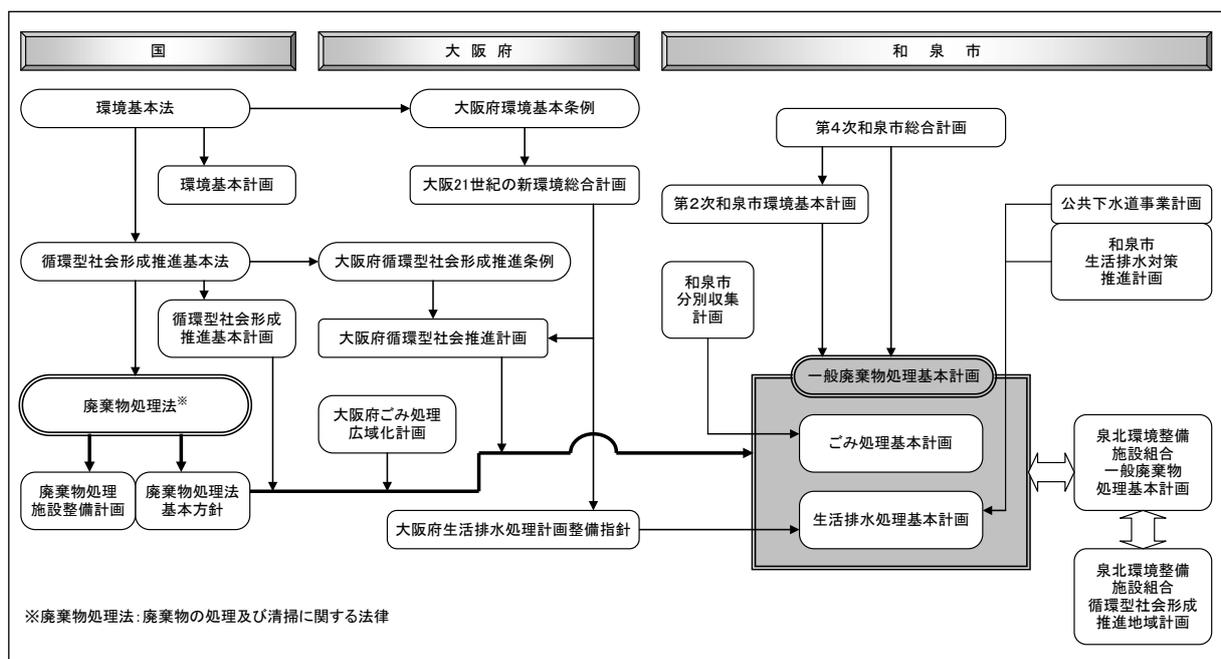
第3次基本計画策定から5年が経過し、この間の関係法令の施行・改正や社会的な一般廃棄物の動向や変化に対応し、今後の本市における一般廃棄物の減量及び適正処理・処分を進めるために、計画的かつ総合的な視点から第3次基本計画に掲げる施策等を見直すとともに、平成27年10月からの日常（可燃）ごみ有料化実施に加えて、更なる一般廃棄物の資源化推進施策としてプラスチック製容器包装の分別収集を推進することなどを計画し、新たな一般廃棄物処理行政の基本方針として「第4次一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画は、市域で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水（し尿、浄化槽汚泥））を対象とし、平成28年度から平成42年度の中・長期的な計画であります。

■策定事項

ごみ処理基本計画	長期的かつ総合的な視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針であり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。
生活排水処理基本計画	長期的かつ総合的な視点に立って計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年度における計画処理区域内の生活排水処理に係る基本方針を定めるものです。

■計画の位置づけ



2. ごみ処理基本計画

2.1 ごみ処理事業の概況

家庭系ごみは、日常（可燃）ごみ、資源物（缶・びん等、スプレー缶等、せともの・ガラス類）、新分別（ペットボトル、プラスチックボトル等、古着、紙類）、蛍光灯及び粗大ごみに分別し、委託により収集・運搬しており、粗大ごみは平成 17 年 10 月から有料収集を実施し、平成 27 年 10 月からは日常（可燃）ごみ有料化（指定袋制）を実施しています。

事業系ごみは、可燃ごみ、資源物（缶、びん、ペットボトル、紙類）及び粗大ごみに分別し、許可業者による有料収集をしており、可燃ごみは事業系有料指定ごみ袋による排出、粗大ごみは処分手数料を徴収しています。

ごみの処理・処分は、本市の新分別前処理場、泉北環境整備施設組合（以下、「組合」という。）の泉北クリーンセンター（ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、資源ごみ小型選別施設等）、松尾寺山最終処分場及び大阪港湾臨海環境整備センター神戸沖・大阪沖埋立処分場で適正な処理を行っており、平成 28 年 4 月からは、組合の資源化センターで資源ごみ（缶・びん等、ペットボトル、プラスチックボトル等）の資源化処理を行います。

■現状ごみ処理システムにおける課題点・留意点

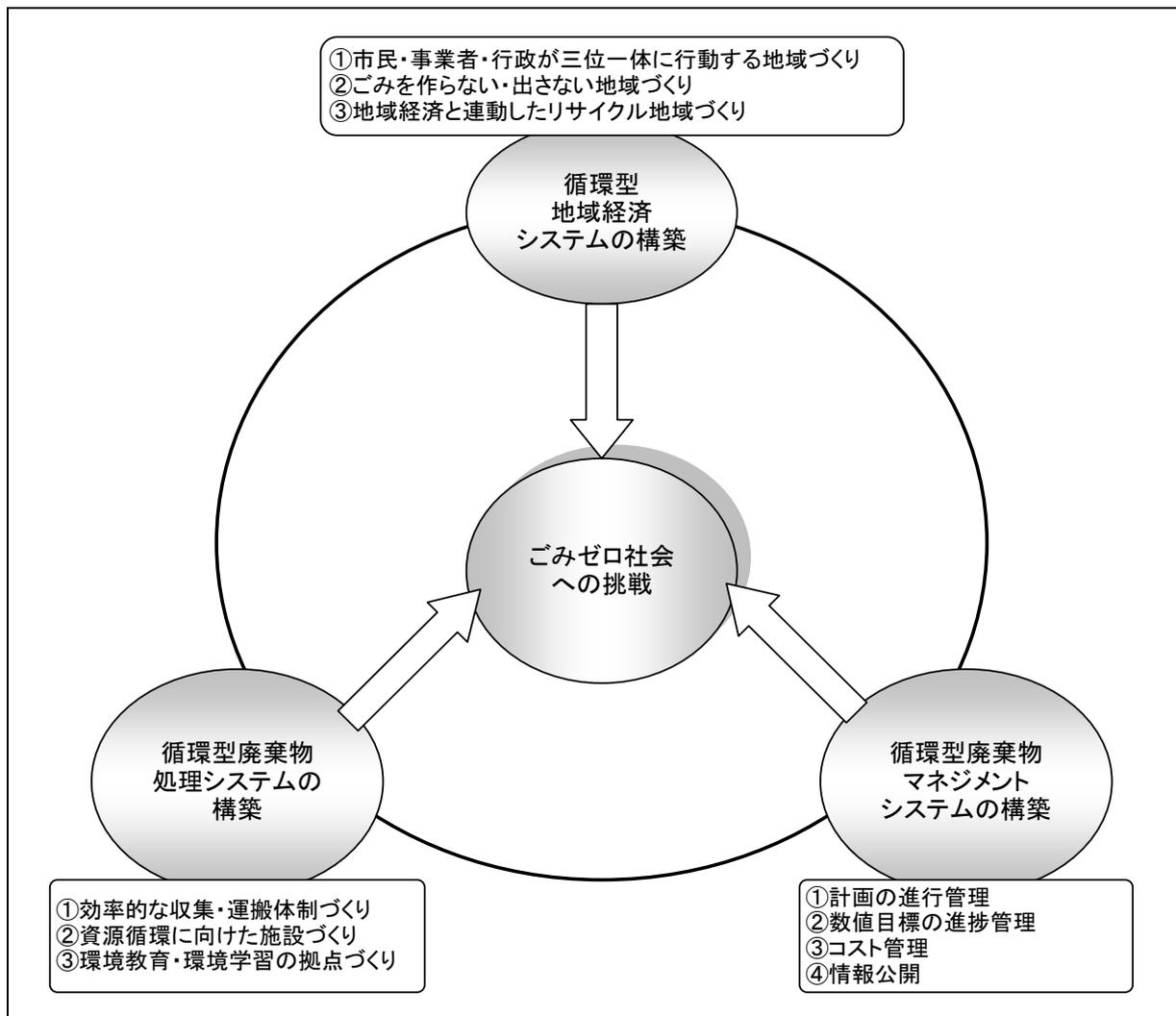
ごみ処理・処分主体システム	○ 市の事務と組合の事務の協働・連携
ごみ減量化・資源化システム	○ 家庭系ごみの発生・排出抑制の推進 ○ 資源物回収システムの充実 ○ 小型家電リサイクル法への対応
ごみ分別排出・収集・運搬システム	○ 分別収集の充実による容器包装ごみの資源化推進 ○ 家庭系ごみの効率的な収集・運搬の実施 ○ 事業系ごみの発生抑制・資源化の推進
中間処理システム(組合)	○ 中間処理施設等の適正管理と確保
最終処分システム(組合)	○ 一般廃棄物最終処分場施設の安定的な確保と延命化
その他のシステム	○ 市民・事業者・行政のそれぞれが、ごみの発生・排出抑制のために果たすべき自らの役割を自覚し、実践する体制づくりの推進 ○ 不法投棄ごみに対する対応の強化 ○ ごみ減量化に向けた事業系ごみ処理の構築 ○ 経済的・効率的なごみ処理の推進

2.2 ごみ処理の基本方針

(1) 基本理念及び基本的な方向性

本計画は、上位計画である「第4次総合計画（平成18年12月策定）」及び「第2次和泉市環境基本計画（平成23年3月策定）」を受けて、引き続き「ごみゼロ社会への挑戦」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うことで、ごみ減量化・資源化、資源の有効利用に努め、環境保全を強化した循環型社会の構築を目指していきます。

■ごみ処理の基本的な方向性



(2) ごみ減量化目標の設定

本計画の短期及び中・長期の減量化目標を、下の表のとおり設定します。

■ごみ排出量の減量化目標

区 分	年 度	目 標
短期目標	平成 32 年度	1人1日当たりの排出量を平成 12 年度比 34%減量
中・長期目標	平成 33～42 年度	1人1日当たりの排出量を平成 12 年度比 34%以上の減量

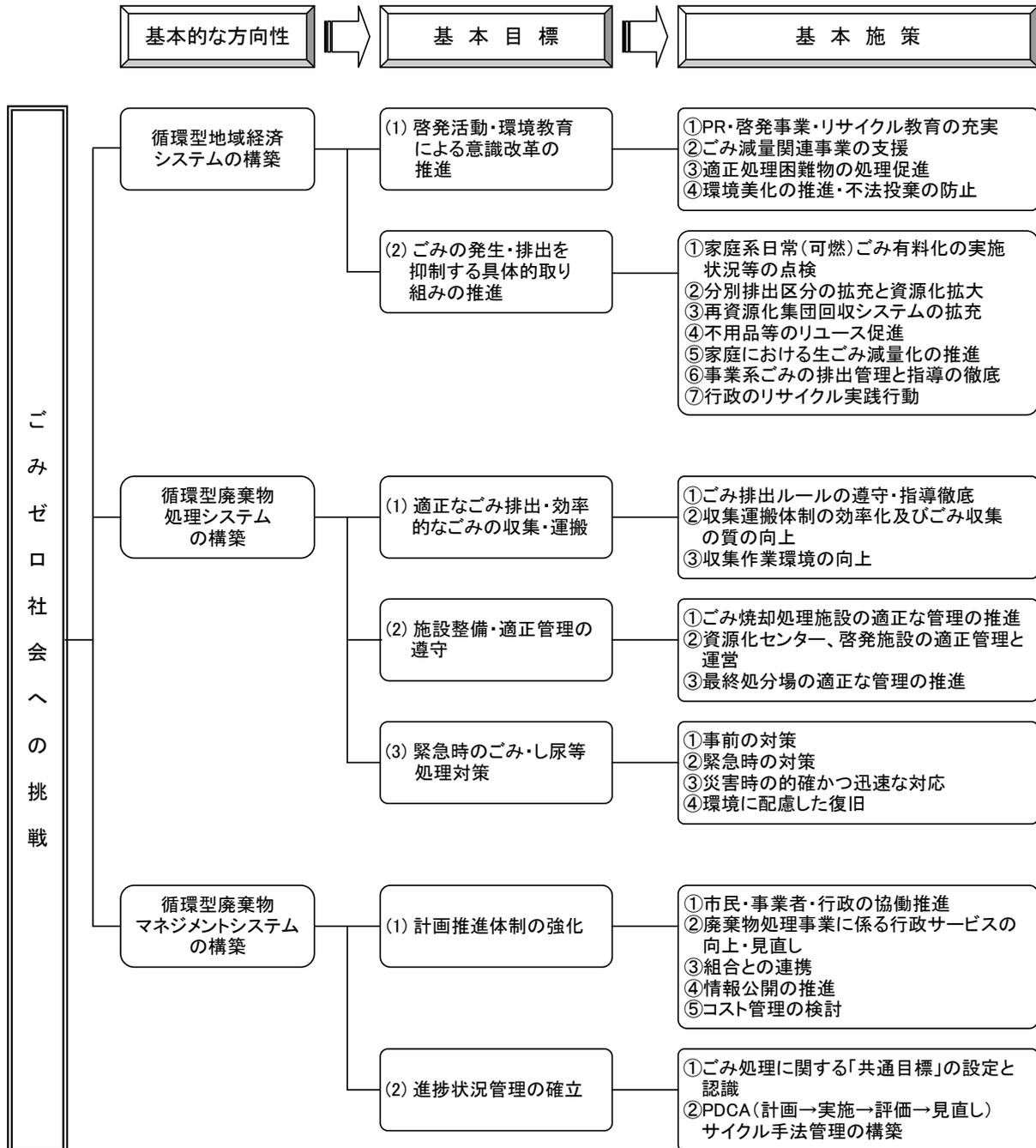
■ごみ減量化目標の設定

項目	年度		平成12年度	平成26年度		平成32年度	
	単位	(基準年度)	(実績)	平成12年度比	減量目標値	平成12年度比	
計画収集人口	人	176,044	187,166	6.32%	186,000	5.66%	
年間日数	日	365	365	—	365	—	
年間実績	再資源化 集団回収	t/年	6,451	5,533	▲14.23%	6,201	▲3.87%
	家庭系ごみ		44,420	36,270	▲18.35%	30,240	▲31.92%
	事業系ごみ		25,518	19,348	▲24.18%	16,586	▲35.00%
	総排出ごみ		76,389	61,151	▲19.95%	53,027	▲30.58%
1人1日 当たりの平均 排出量	再資源化 集団回収	g/人・日	100	81	▲19.00%	91	▲9.00%
	家庭系ごみ		691	531	▲23.15%	445	▲35.60%
	事業系ごみ		398	283	▲28.89%	245	▲38.44%
	総排出ごみ		1,189	895	▲24.73%	781	▲34.31%

2.3 ごみ処理基本計画

(1) 基本目標及び基本施策

基本理念及び減量化目標を実現するために次のような基本目標に基づき基本施策を展開していきます。



(2) 基本施策の具体的な取り組み

基本的な方向性及び基本目標	基本施策	取り組み
1. 循環型地域経済システムの構築	①PR・啓発事業・リサイクル教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○環境教育の推進 ○ITを活用した啓発 ○ごみ処理・処分施設の情報提供
	②ごみ減量関連事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量化・資源化に関する情報発信等システムの構築 ○家庭系ごみ・事業系ごみの減量化・資源化の事例調査・研究
	③適正処理困難物の処理促進	<ul style="list-style-type: none"> ○適正処理困難物の周知と処理ルートの確立
	④環境美化の推進・不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○地域清掃活動の支援 ○不法投棄防止の看板設置 ○不法投棄防止監視パトロールの強化 ○職員通報システムの構築
(2)ごみの発生・排出を抑制する具体的取り組みの推進	①家庭系日常(可燃)ごみ有料化の実施状況等の点検	<ul style="list-style-type: none"> ○有料化の実施状況及び効果についての点検・評価及び公表
	②分別排出区分の拡充と資源化拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○その他プラスチック製容器包装分別収集の実施 ○小型家電リサイクル回収システム整備の研究 ○店頭回収等の回収先拡充
	③再資源化集団回収システムの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○再資源化集団回収の啓発・強化 ○行政回収から集団回収への排出移行の誘導 ○集団回収未実施地域への呼びかけ
	④不用品等のリユース促進	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルプラザ関連情報提供システムの構築 ○フリーマーケットの開催検討 ○不用品等のリユースの広域化
	⑤家庭における生ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○食品ロスの削減、生ごみの水切りの徹底についての啓発 ○生ごみ堆肥化容器購入費補助制度の拡充やPR、啓発の充実 ○生ごみ処理器「キエーロ」の効果の検証

基本的な方向性 及び基本目標	基本施策	取り組み
1. 循環型地域経済システムの構築	(2)ごみの発生・排出を抑制する具体的取り組みの推進	<p>⑥事業系ごみの排出管理と指導の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業系ごみ排出実態の把握 ○ごみ減量ガイドライン・マニュアルの作成検討 ○事業所向け自主回収の協力要請 ○事業所向け実践事例情報提供 ○事業所向けリサイクルシステム及びリサイクル業者の情報提供 ○多量排出事業者に対する減量の協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者に対する減量計画書提出の徹底 ・廃棄物管理責任者への減量の協力要請 ・多量排出事業所の立入調査実施の検討 ・優良事業所の表彰制度導入の検討
		<p>⑦行政のリサイクル実践行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の減量意識の徹底 ○学校給食等の生ごみリサイクルの検討 ○公園等の剪定枝活用促進の検討
2. 循環型廃棄物処理システムの構築	(1)適正なごみ排出・効率的なごみの収集・運搬	<p>①ごみ排出ルールの遵守・指導徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○チラシの発行によるごみの分け方・出し方の周知徹底の継続 ○出前講座によるごみの分け方・出し方の周知徹底の充実 ○ごみ減量等推進員(リサイクリーン)と連携した地域への周知徹底 ○未分別ごみへの警告シールの貼付 ○未分別ごみの多いマンション等に対するごみの分け方・出し方の指導
		<p>②収集運搬体制の効率化及びごみ収集の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルと適正処理に適した収集体制の確立 ○福祉部門や町会・自治会等ボランティアとの連携
		<p>③収集作業環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通安全研修等の実施と職員の意識向上 ○分別排出の徹底等による収集作業員の安全確保 ○環境に配慮した収集機材(車両など)の導入
	(2)施設整備・適正管理の遵守(組合)	<p>①ごみ焼却処理施設の適正な管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみ焼却処理施設の維持管理の徹底 ○エネルギーの有効活用及び周辺環境に配慮したごみ焼却処理施設の運転管理 ○組合と組合構成3市の協力によりごみ焼却処理施設の延命化を図る。

基本的な方向性及び基本目標		基本施策	取り組み
2. 循環型廃棄物処理システムの構築	(2) 施設整備・適正管理の遵守(組合)	② 資源化センター、啓発施設の適正管理と運営	○ 効率的な資源回収を行うための管理・運営体制の整備 ○ プラスチック製容器包装等の指定法人ルートによる再商品化の検討 ○ 市民が積極的に利用できる啓発機能の充実
		③ 最終処分場の適正な管理の推進	○ 松尾寺山最終処分場施設の延命化 ○ ごみ減量化・資源化による最終処分量の削減
	(3) 緊急時のごみ・し尿等処理対策	① 事前の対策	○ 危機管理所管と協議を行う。
		② 緊急時の対策	○ 廃棄物処理施設の防災体制の整備
		③ 災害時の的確かつ迅速な対応	○ 広域的連携の強化 ・ 周辺自治体との連携強化 ・ 震災等災害時の相互応援・支援体制の拡充
		④ 環境に配慮した復旧	○ 環境に配慮した災害廃棄物の処理 ○ 災害廃棄物の一時集積場所の検討、確保
3. 循環型廃棄物マネジメントシステムの構築	(1) 計画推進体制の強化	① 市民・事業者・行政の協働推進	○ 市民・事業者・行政の共通的な役割 ・ 協働とパートナーシップによる取り組み実践のための計画づくり ・ 減量計画(アクションプログラム)の作成検討 ・ ごみ減量等推進員(リサイククリーン)等と連携した減量計画に基づく実践行動 ・ エコ・ショップと連携した環境配慮型販売システムの拡充
		② 廃棄物処理事業に係る行政サービスの向上・見直し	○ ごみ処理に関する市民意識アンケート調査の検討
		③ 組合との連携	○ 組合との連携・協力
		④ 情報公開の推進	○ 情報の提供と広範な意見募集活動の継続
		⑤ コスト管理の検討	○ 廃棄物に係るコスト管理導入に向けた調査・研究
	(2) 進捗状況管理の確立	① ごみ処理に関する「共通目標」の設定と認識	○ ごみ処理に関する「共通目標」の設定・周知
		② PDCA(計画→実施→評価→見直し)サイクル手法管理の構築	○ PDCAサイクル手法管理の導入に向けた調査・研究

■市民・事業者・行政の役割（市民・事業者・行政の協働推進）

<p>市民の役割</p>	<p>《リデュース》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ごみ排出者としてごみの発生抑制に対する努力 ◆生ごみの発生抑制・減量 <ul style="list-style-type: none"> ・食品は、計画的に購入し、使い切る。 ・食べ残しをしない。 ・水切りを徹底する。 ◆容器包装の使用自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・簡易包装の依頼、マイバッグ等の持参 ・バラ売り商品の購入 ・詰替え商品の購入 ◆修理・修繕サービスの活用による製品の長期使用 ◆「モノ消費・所有」より「機能・サービスの利用」の重視 <p>《リユース》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆リサイクルプラザの活用（不用品の提供や「ゆずります・ゆずって下さい」の情報 掲示コーナーの活用等） ◆フリーマーケットやリサイクルショップの活用 ◆裏紙をメモ用紙に利用 ◆繰り返し使えるリターナブル容器を選択 <p>《リサイクル》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆分別排出の徹底 ◆地域の集団回収の活用や店頭回収への協力 ◆生ごみ堆肥化容器を利用 ◆リサイクル製品の購入 ◆環境負荷の少ない商品の購入、使用の実践
<p>事業者の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ライフサイクルアセスメントをはじめとする環境マネジメントの実践 ◆事業活動や製品に関する環境情報の開示 ◆修理・修繕の可能な製品・サービスの提供 ◆素材産業と加工組立産業の連携等、業種間の連携による取り組み ◆環境負荷の低減に配慮した製品の設計・製造・販売 ◆環境への負荷の少ない製品の購入及び事業活動における使用 ◆製品の特性に応じた再使用、リサイクルサービスの実施
<p>行政の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみ処理行政の着実な実施とごみ減量等推進審議会の運営 ◆分別収集の実施、市民への周知 ◆市民の参加意識を高めるような普及啓発 ◆リサイクルプラザ等によるリユースの拡充 ◆違法な処理・処分に的確に対応する指導体制の強化 ◆自らの活動に伴う環境保全対策の実施 ◆公共事業をはじめとする公共的物資について、環境に配慮した製品やサービスを積極的に採用する等の配慮

3. 生活排水処理基本計画

3.1 生活排水処理の基本方針

(1) 基本的な考え方

市民の財産である河川をより一層魅力のある憩いの場として保持し、都市環境と自然が調和したまちづくりを進めることが求められています。

本市では、今後も引き続き生活排水処理の推進のために、地域特性に応じて公共下水道、合併処理浄化槽の整備に努めるとともに、一般家庭・事業者等の生活排水に対する関心を高め、水環境保全の重要性について一層の啓発をしていくこととします。

① 自然環境の負荷の低減

生活排水の処理は下水道による処理を基本としており、下水道事業計画区域における公共下水道の整備、普及を図っていきます。

下水道事業計画区域外では、合併処理浄化槽の普及・促進により、生活排水処理を進めていきます。

② 適正かつ効率的な収集・処理体制の確保

下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により、し尿処理施設に搬入されるし尿や浄化槽汚泥の量や質に変化がみられます。これらの変化に対応して適正な処理が行われるよう維持管理の徹底を実施するとともに、設備の整備を実施し、施設の延命化を図っていきます。

(2) 生活排水の数値目標

生活排水の数値目標としては、平成 26 年度の生活排水処理率の実績が 83.7%であり、平成 42 年度までに生活排水処理率 90.9%を目指しています。

平成 26 年度の生活排水処理率の実績 : 83.7%

平成 42 年度の生活排水処理率 (長期目標) : 90.9%

※生活排水処理率((水洗化・生活雑排水処理人口)／計画処理区域内人口×100)

3.2 生活排水の処理計画

(1) 自然環境への負荷の低減

① 公共下水道による生活排水処理の改善

河川等の公共用水域における生活排水による自然環境への負荷の低減を図るため、引き続き公共下水道の計画的な整備を推進します。

② 公共下水道への水洗化促進

公共下水道の整備を終了した地区にはまだ公共下水道へ接続していない住宅・事業所等があります。公共用水域の水質保全を図るためには公共下水道への水洗化促進の啓発を進めていきます。

③ 単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換推進

生活排水の適切な処理を進めるため、くみとり便所及び単独処理浄化槽を設置している一般家庭等について、下水道全体計画区域を除いた浄化槽整備区域においては、市が主体となり合併処理浄化槽の設置及び管理を行う浄化槽市町村整備推進事業にて合併処理浄化槽への転換を推進していきます。また、下水道全体計画区域内であっても、下水道整備に期間を要する区域においては、個人が合併処理浄化槽への転換を行う費用の一部を補助する浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽への転換を推進していきます。

④ 浄化槽の適正な維持管理の推進

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽を使用している一般家庭・事業所等について、浄化槽の正しい知識や適正な維持管理の必要性を周知するとともに、適正な維持管理のための仕組みづくりについても検討していきます。

⑤ 生活排水対策の啓発活動

水質汚濁の主な原因の一つが一般家庭・事業所等から排出される生活排水であり、その適正処理に関する情報の提供、並びに正しい知識の普及と水質浄化に対する意識の高揚を図っていきます。

(2) 適正かつ効率的な収集・処理体制の確保

① し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制の検討

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、現在、市が許可した収集運搬業者が行っていますが、し尿・浄化槽汚泥収集量の減少等を踏まえ、効率的な収集運搬体制を検討します。

② し尿処理施設の適正な維持管理・長寿命化

第1事業所し尿処理場は老朽化が進んでいることや、し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量が今後も減少していく見込みであることから、将来を見通した適正な維持管理を実施し、長寿命化を図ります。

和泉市 第4次一般廃棄物処理基本計画 概要版

平成28年3月 発行

編集・発行：和泉市・泉北環境整備施設組合
(事務局) 和泉市環境産業部生活環境課

和泉市府中町二丁目7番5号

TEL : 0725-99-8122 FAX : 0725-45-9352

URL : <http://www.city.osaka-izumi.lg.jp>